

## 公益財団法人横須賀市生涯学習財団賞交付承認手続要綱 【C04】

## (総則)

第1条 この要綱は、各種団体又は個人が、各種大会等の行事・事業を実施するに当たり、公益財団法人横須賀市生涯学習財団（以下「財団」という。）が、横須賀の文化及び生涯学習活動に大きな功績を与え、または競技会、品評会等における成績優秀なものに対し授与し、後援名義の使用を承認する手続きに関して定めたものである。

## (生涯学習賞財団賞承認申請)

第2条 行事・事業を実施する各種団体の代表者又は個人（以下「申請者」という。）は、生涯学習賞財団賞の交付を希望するときは、行事・事業実施日10日前までに生涯学習賞財団賞承認申請（第4号様式）を財団に提出しなければならない。ただし、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

## (生涯学習賞財団賞交付承認基準)

第3条 行事・事業の目的が、原則として横須賀市民の文化又は生涯学習の向上に資するものでなければならない。ただし、次の各号にあてはまるものは承認しない。

- (1) 特定の政党その他政治的団体ならびに宗教団体を支持すること。
- (2) 公私の選挙において、特定の候補者を支持すること。
- (3) 事業収益金の使途が適正でないことと認められること。

## (生涯学習賞財団賞交付承認)

第4条 財団は、前項の基準に適合すると認めるときは、申請者に対し生涯学習賞財団賞交付承認書（第5号様式）を交付することができる。

## (生涯学習賞財団賞交付承認の取り消し)

第5条 財団は、前項の承認書を交付した後においても、申請者が第3条の基準に違背したと認められるときは、その承認を取り消さなければならない。

## (終了届)

第6条 申請者は、行事・事業が終了したときは、事業終了届（第3号様式）を速やかに財団へ提出しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。